

○田村市帰還環境整備交付金基金条例

平成27年10月 1 日条例第26号

田村市帰還環境整備交付金基金条例

(設置)

**第 1 条** 福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第34条第 1 項に規定する帰還環境整備交付金事業等に要する経費の財源に充てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第 1 項の規定に基づき、田村市帰還環境整備交付金基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

**第 2 条** 基金として積み立てる額は、毎年度の予算で定める。

(管理)

**第 3 条** 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

**第 4 条** 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上してこの基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

**第 5 条** 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(基金の処分)

**第 6 条** 基金は、第 1 条の事業に要する経費の財源に充てる限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

**第 7 条** この条例に定めるもののほか、基金の管理及び運用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。